

簡易ガス供給約款 別冊

【その他の供給条件】

2026年4月1日実施
(令和8年4月1日実施)

北海道ガス株式会社

この簡易ガス供給約款別冊【その他の供給条件】（以下「本条件」といいます。）は、当社の簡易ガス供給約款及び簡易ガス料金規定に基づきガスの供給を受ける需要場所の契約に適用します。ただし、国又は地方公共団体により管理等が行われている需要場所の契約を除きます。

1. 適用期間

本条件は、料金算定期間の末日が以下に該当するガス料金に適用します。

- ① 2025年5月1日から2025年6月30日
- ② 2025年10月1日から2025年11月30日
- ③ 2026年4月1日から2026年5月31日

2. 料金

- (1) 1①の適用期間において、当社の簡易ガス供給約款及び簡易ガス料金規定によって算定されるガス料金は、北海道による「第3次北海道LPガス利用者緊急支援事業」（以下「緊急支援事業」といいます。）に基づき、1回の請求につき1100円を値引きするものとします。ただし、算定されたガス料金が1100円に満たない場合は、その算定額と同額を差し引くものとします。
 - (2) 1②の適用期間において、当社の簡易ガス供給約款及び簡易ガス料金規定によって算定されるガス料金は、北海道による「第4次北海道LPガス利用者緊急支援事業」（以下「緊急支援事業」といいます。）に基づき、1回の請求につき1100円を値引きするものとします。ただし、算定されたガス料金が1100円に満たない場合は、その算定額と同額を差し引くものとします。
 - (3) 1③の適用期間において、当社の簡易ガス供給約款及び簡易ガス料金規定によって算定されるガス料金は、北海道による「第5次北海道LPガス利用者緊急支援事業」（以下「緊急支援事業」といいます。）に基づき、1回の請求につき1100円を値引きするものとします。ただし、算定されたガス料金が1100円に満たない場合は、その算定額と同額を差し引くものとします。
- (4) (1) (2) (3) により値引きされる請求の回数は、最大で2回とします。
- ※値引きされるガス料金の合計金額は、最大で2200円となります。

3. 本条件の変更

上記の適用期間及び料金については、緊急支援事業の実施状況等に応じて変更する場合があります。